

熱海市立地適正化計画改定等支援業務委託
【特記仕様書】

第1条（適用）

○本特記仕様書は、熱海市が発注する[熱海市立地適正化計画改定等支援業務委託]に適用する。

第2条（業務の目的と進め方）

○本業務は、令和3年度に策定した熱海市立地適正化計画について、防災指針の反映、各種指標による評価などを行い、改定することを目的とする。

○改定にあたっては、令和7年度に行った「熱海市立地適正化計画改定骨子作成等業務委託」及び、「地域公共交通計画」、「熱海市住生活基本計画」、「熱海市空家等対策計画」などの関連計画も踏まえて行うこと。

○業務にあたっては、立地適正化計画見直しの手引き（令和7年3月版静岡県交通基盤部都市局都市計画課）、立地適正化計画の手引き（令和7年4月版国土交通省）を踏まえて行うこと。

第3条（通則）

○受託者は、本業務を遂行するにあたり、業務委託設計書、業務委託契約書及び特記仕様書に基づき、委託者と常に、密接な連絡をとり、正確かつ誠実に業務を行わなければならない。

第4条（業務対象区域）

○熱海市全域

第5条（委託期間）

○契約締結の日から令和9年3月26日までとする。

第6条（業務内容）

1. 立地適正化計画の時点修正

（1）現況等の更新

○ 過年度に整理する社会情勢の変化などを、計画書に反映する。

（2）各種指標の評価

○ 本計画に位置付けられた目標指標及び効果指標について、現状の数値を確認し評価する。

2. 改定骨子に基づく計画書の修正確認

- (1) 都市機能誘導区域に係る確認
 - 都市機能誘導区域における公民のまちづくりの取組や動向、関連計画（住生活基本計画・防災指針・地域公共交通計画等）の策定等に伴い、都市機能誘導区域の考え方や区域設定、誘導施策等を見直し、必要な修正を行う。
- (2) 居住誘導区域に係る確認
 - 関連計画（住生活基本計画・防災指針・地域公共交通計画等）の策定、伊豆山の復興進捗等に伴い、居住誘導区域の考え方や区域設定、誘導施策等を見直し、必要な修正を行う。
- (3) 立地適正化計画の区域に関する GIS データの作成
 - 居住誘導区域、都市機能誘導区域について GIS データを SHAPE 形式及び KML 形式で作成する。
- 3. 会議等の運営支援
 - (1) 策定委員会の運営支援
 - 市が組織する策定委員会について、資料作成等を支援する。
 - 会議は2回を予定し、委員等の謝礼及び旅費は本業務に含まない。
 - (2) パブリックコメント
 - 市が実施するパブリックコメントについて、資料作成等を支援する。
- 4. 立地適正化計画の本編及び概要版の改定
 - (1) 立地適正化計画の本編改定
 - 前段までの整理・検討を踏まえ、立地適正化計画の本編を改定する。
 - (2) 立地適正化計画の概要版改定
 - 計画本編の内容を踏まえ、立地適正化計画の概要版を改定する。
- 5. 都市計画マスタープランの改定ポイント整理
 - 立地適正化計画の改定にあたり収集・整理した、社会情勢の変化、市内の公民のまちづくりの動向、都市構造の再編に係る調査・検討などを、都市計画マスタープランの改定ポイントとして取りまとめる。
- 6. 取りまとめ
 - 前段までの成果を、報告書として取りまとめる。
- 7. 打合せ協議
 - 業務を円滑に行うため、検討過程に応じて随時打合せを実施する。
 - 着手時1回、中間1回、成果品納品時1回の計3回を予定する。

第7条（成果品）

○本業務は以下の成果品を納入するものとし、その帰属は全て委託者のものとする。

・ 報告書（A4版）

1 式

・ 打合せ議事録	1 式
・ 上記電子データ	1 式
・ その他委託者が必要と認めるもの	1 式

第 8 条（業務体制）

○受託者は、委託契約締結後、速やかに本委託業務のスケジュールを作成し、委託者の承認を受けること。また、業務の履行に当たっては、委託者と常に綿密な連携を図り、重要な判断が必要な場合は、予め委託者の承認を受けること。

第 9 条（著作権の取扱い等）

○本委託契約の実施により生じるすべての著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利を言う。以下同じ）については、無償で委託者に帰属するものとする。

○受託者は、本委託業務にかかる著作人格権を有する場合においてもこれを行使しないものとする。

○第三者の著作権、その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金額に含まれるものとする。なお、第三者からの異議申し立てや紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

第 10 条（その他）

○本仕様書により難い事由、または記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上、委託者の指示に従い業務を遂行するものとする。